

《主な相談事例》

【相談事例1】マッチングアプリ等をきっかけとしたトラブル

マッチングアプリで知り合った人に、あったその日、暗号資産投資について教えてくれるサロンへの入会の勧誘をされ、〇〇万円の契約をした。契約の内容もよくわからず、不信感を持った。解約をしたい。



(相談者：20歳代)

〈センターからのアドバイス〉

- マッチングアプリ等で、知り合って間もない人から儲け話の勧誘をされたら要注意です。
- 簡単に儲かる話はまずありません。勧誘をされたら契約内容をよく確認し、内容がよくわからない場合は、毅然と断るようにしましょう。
- クーリング・オフができる場合があります。契約内容に疑念がある場合は、すぐに、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

【相談事例2】定期購入のトラブル

SNSの広告を見て初回だけのつもりで申し込んだ化粧品の2回目が届いた。解約のため電話をしたが、アナウンスが流れ、その指示に従っても、解約手続きができなかった。解約したい。



(相談者：50歳代)

〈センターからのアドバイス〉

- 初回限定で商品を安く購入できるかのような広告は、実は、定期購入や回数指定契約の初回の料金かもしれません。契約の総額や支払方法等をよく確認しましょう。
- 解約をしたくても、電話が繋がらない、メールの返信が来ない等、業者に意思表示ができないことがあります。困ったら、すぐに、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

【相談事例3】屋根工事のトラブル

突然、工事業者が来訪し、「近所で工事をするので通りかかったところ、お宅の瓦屋根が崩れているのが見えた。近所の工事の日に監督が来るので無料で確認します。」と言われた。当日になり、屋根を確認したところ「足場を組む必要があります。」と言われ、足場担当者も来訪した。100万円以上の高額な見積もりを出され、雨漏り等が心配だったので、そのまま契約をした。しかし、近隣で工事をしている様子はなく、嘘ではないかと不信感を持った。解約したい。



(相談者：70歳代)

〈センターからのアドバイス〉

- 「屋根が壊れている。」等と家に上がり、工事契約を勧める場合があります。決してその日に契約せず、必要な工事かどうか等を、家族や周囲の人に相談しましょう。
- 近くの工務店からも見積もりを取り、価格や工事内容を比較する等、慎重に検討しましょう。
- 契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。不審に思った場合は、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

〈相談はこちら〉 東京都消費生活総合センター 03-3235-1155

お近くの消費生活センター 局番なし 188 (消費者ホットライン)